

河合町国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3月30日

河合町長 岡 井 康 徳

河合町条例第 8 号

河合町国民健康保険条例の一部を改正する条例

河合町国民健康保険条例（昭和35年4月河合村条例第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「行う国民健康保険」の次に「の事務」を加え、「国民健康保険運営協議会」を「河合町の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

第1章の章名を次のように改める。

第1章 河合町が行う国民健康保険の事務

第1条（見出しを含む。）中「国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

第2章の章名を次のように改める。

第2章 河合町の国民健康保険事業の運営に関する協議会

第2条の見出し中「国民健康保険運営協議会」を「河合町の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改め、同条中「河合町国民健康保険運営協議会」を「河合町の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。